

居宅介護支援重要事項説明書

<2025年 3月 10日現在>

1. 法人の概要

名称・法人種別	静岡県厚生農業協同組合連合会
代表者役職・氏名	代表理事理事長 荒田 庄治
所在地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
電話番号	(054) 284-9854
定款の目的に定めた事業	1.医療に関する事業 2.保健に関する事業 3.老人の福祉に関する事業 4.前各号の事業に附帯する事業

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称およびサービス提供地域

事業所名	J A静岡厚生連静岡厚生病院
所在地	静岡市葵区北番町66-1
電話番号	054-271-9580
介護保険指定番号	2214110039号
通常の事業の実施地域*	静岡市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	0名	管理業務 及び 介護支援業務	1名
介護支援専門員	2名	0名	介護支援業務	2名

(3) 営業時間

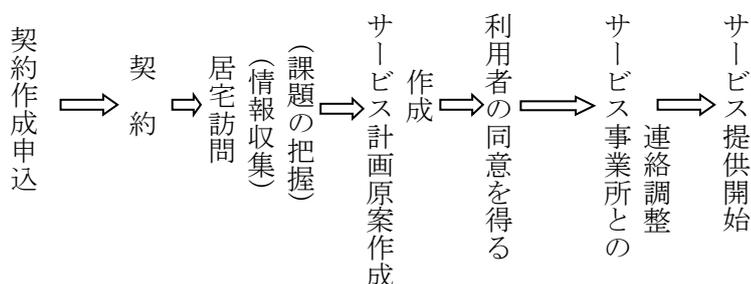
平日 (月～金曜日)	午前8時30分 ～ 午後5時
土 (第1・3)	午前8時30分 ～ 午後12時30分

※ ただし、第2, 4, 5土曜日、国民の休日、開院記念日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。

緊急時等には営業時間外でも電話連絡がつく体制をとっています。

緊急連絡電話：固定電話(054-271-9580)から転送されます。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- (1) 利用者は、居宅サービス計画作成の際、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めると、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
- (2) 前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合について別紙のとおり説明します。この情報は介護サービス情報公表制度でも公表します。
※前6ヶ月 前期(3月1日～8月末日) 後期(9月1日～2月末日)
- (3) 事業所は、利用者又はその家族に対して、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、連携のため担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めます。
- (4) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、介護保険請求と同等の金額をお支払いいただき、当会からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

[請求しない場合]

利用者様はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

[請求する場合]

ただし契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、介護保険請求と同等の金額をお支払いいただき、当会から領収書を発行いたします。

(4) 居宅介護支援費

基本料金 居宅介護支援費 (I)	要介護1・2	1,086単位
	要介護3・4・5	1,411単位
各種加算	特定事業所加算 (I)	519単位
	特定事業所加算 (II)	421単位
	特定事業所加算 (III)	323単位
	特定事業所加算 (A)	114単位
	特定事業所医療介護連携加算	125単位
	入院時情報連携加算 (I)	250単位
	入院時情報連携加算 (II)	200単位
	退院・退所加算 (I) イ	450単位
	退院・退所加算 (I) ロ	600単位
	退院・退所加算 (II) イ	600単位
	退院・退所加算 (II) ロ	750単位
	退院・退所加算 (III)	900単位
	通院時情報連携加算	50単位
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
	ターミナルケアマネジメント加算	400単位
	初回加算	300単位

支払方法

上記の単位に地域別単価（6級地）の10.42を乗じた数値が請求金額になります。料金が発生する場合、1ヶ月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご相談により決めさせていただきます。

*病院若しくは介護保険施設等から退院又は退所する利用者が、医師より一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された時には、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等のケアマネジメント等を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合においても、モニタリング等の必要なケアマネジメントや給付管理票の作成など請求にあたって必要な書類の整備を行っているケースについては、利用料を算定させていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当会職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設及び介護力強化病院に入所・入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当会や当会の介護支援専門員に対して禁止行為等本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

【サービス利用にあたっての禁止行為】

- ア、故意による暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- イ、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント、ストーキングなどの行為。
- ウ、サービス利用中に本人以外の写真や動画等を撮影・録音すること及びこれらをインターネット等に掲載すること。

6. 居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業者は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

1. 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
2. 介護サービス計画の作成
3. サービス事業所との連絡調整・介護保険施設の紹介
4. 要介護認定申請の代行

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
課題把握の方法	○	居宅計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○	計画的に研修を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料 その他	○	前記4の(3)参照

(4) その他

- ① 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの必要な措置を講じます。
- ② 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 感染症や災害が発生した場合についても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように計画等の策定、研修の実施、訓練を実施いたします。
- ④ 感染症の予防及び蔓延防止のため、委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練を実施いたします。

7. サービス内容に関する苦情

① 利用者様相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者	JA静岡厚生連静岡厚生病院 山田 敬子
電話番号	054-271-9580
FAX	054-271-9581

② その他

当事業所以外に以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

静岡市介護保険課 苦情対応窓口	電話 (054) 221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情対応窓口	電話 (054) 253-5590

8. 福祉サービス第三者評価の実施状況の有無

実施無し

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡市葵区北番町66-1

名称 JA静岡厚生連 静岡厚生病院 印
代表者 院長 水野 伸一

説明者 所属 居宅介護支援事業所

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 静岡市 区

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印